

「タイプフェイス」著作権侵害損害賠償請求事件：東京地裁平成 29(ワ)27741・平成 31 年 2 月 28 日（民 47 部）判決〈請求棄却〉

【キーワード】

タイプフェイス（文字書体）、著作物性（法 2 条 1 項 1 号）、独創性、美術鑑賞の対象、応用美術作品説

【事案の概要】

本件は、原告が、自ら制作した別紙・タイプフェイス目録 1 及び 2 記載の各タイプフェイス（以下「本件タイプフェイス」という。）につき著作権を有するところ、被告において配給上映した映画の予告編やパンフレット、ポスター、ポストカード、Tシャツ等に、本件タイプフェイスの一部の文字を無断で利用したことが、上記著作権（支分権としては複製権の主張と解される。）の侵害に当たると主張して、被告に対し、不法行為に基づく損害賠償金 400 万円（966 万 2000 円の一部請求）及びこれに対する不法行為後の平成 29 年 1 月 14 日から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求めた事件である。

1 前提事実（証拠等を掲げた事実以外は、当事者間に争いが無い。なお、枝番号の記載を省略したものは、枝番号を含む（以下同様）。）

(1) 当事者等

ア 原告（グランドキャニオンエンタテインメント株式会社）は、広告制作やグラフィックデザイン等を業務とする株式会社である。

イ 被告（株式会社オンリー・ハーツ）は、映画の製作・配給、DVD 販売等を主な業務とする株式会社である。被告は、映画「ジギー・スターダスト - Ziggy Stardust And The Spiders From Mars -」（以下「本件映画」という。）を日本国内の各所にて配給上映している。

ウ 訴外 A（以下「A」という。）は、本件映画の予告編及び販促物等で本件タイプフェイスを利用したデザインを担当したデザイナーである。

(2) 被告による本件タイプフェイスの利用

被告は、昭和 48 年（1973 年）にイギリスで製作されたデヴィッド・ボウイ出演の映画「Ziggy Stardust And The Spiders From Mars」に、新たに歌詞字幕を加えるなどして本件映画を製作し、平成 29 年 1 月 14 日から日本国内の映画館で配給上映をするに至った。その際、少なくとも、本件映画のパンフレット、本件映画の予告編、公式ウェブページ、ポストカード、ポスター、Tシャツにつき、本件映画のタイトルや主演者の名前等において、本件タイプフェイスのうち、別紙・タイプフェイス対比表（以下「対比表」という。）の「本件タイプフェイス」欄各記載の文字を利用した。（甲 1，5～9）

(3) 本件タイプフェイスを表示するためのフォントファイルの流通等

ア 本件タイプフェイスを表示するためのフォントファイル（以下「本件フォント」という。）は、訴外デザインエクスチェンジ株式会社（以下「DEX社」という。）の販売する「デザイナーズフォント・01 [フォントロム]」（以下「フォントロム」という。）に収録され、流通していた（甲2）。なお、原告は、平成14年2月1日付でDEX社と本件フォントのデータ提供に関する基本契約を締結した（甲12）。

イ フォントロムに同封された「ソフトウェアライセンス契約書」には、同書面記載の制限事項及び禁止事項に該当する場合を除き、フォントロムに収録された素材を利用することができる旨が記載され、上記制限事項として、「素材をポストカード、カレンダー、シール等、商品の主要な部分で利用すること」及び「素材を特定企業の商品およびサービス、キャンペーンを象徴するイメージ……に利用すること」等が掲げられている。（甲3）

ウ 本件フォントは、フォントロムの他、訴外株式会社デジタログ社（以下「デジタログ社」という。）が平成11年（1999年）頃に発売したCD-ROM「font pavilion 08 INTERFERON-γ」（以下「フォントパビリオン」という。）にも収録されていた。（乙1）

エ フォントパビリオンには、フォントの使用に関する注意事項が記載された「Readme」ファイルが記録されており、同ファイルには「本CD-ROMを使用して作成された作品の配付、販売、メディアへの掲載にあたっては、それぞれのフォントに付属する説明書をお読み下さい」と記載されており、本件フォントに関する説明書である「readme インターセプター カタカナ・INTERCEPTOR ALPHABET 使用上の注意」（乙3）には、「フォントのご使用にあたって 使用の制限はとくにありませんが、メディアでの使用、掲載、ロゴタイプ等での使用の際には事前にお知らせくださることを希望します」と記載されている。（乙2, 3）

2 争点

- (1) 本件タイプフェイスの著作物性の有無（争点1）
- (2) 本件タイプフェイスの著作者（争点2）
- (3) ライセンス（利用許諾）の抗弁の成否（争点3）
- (4) 被告の故意ないし過失の有無（争点4）
- (5) 原告の損害（争点5）

【判 断】

1 争点1（本件タイプフェイスの著作物性の有無）について

(1) 著作権法2条1項1号は、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」を著作物と定めるところ、印刷用書体がここにいう著作物に該当するというためには、それが従来の印刷用書体に比して顕著な特徴を有するといった独創性を備えることが必要で

あり、かつ、それ自体が美術鑑賞の対象となり得る美的特性を備えていなければならぬと解するのが相当である（最高裁判所平成10年（受）第332号平成12年9月7日第一小法廷判決・民集54巻7号2481頁）。

(2) そこで、本件タイプフェイスにつき検討する。

この点、原告は、本件タイプフェイスが著作物性を有するかどうかの判断をするにあたっては、タイプフェイスがそれぞれの文字相互に統一感を持たせるように大きさや太さをデザインしているものであるから、個々の文字をそれぞれ独立に見て判断するべきではない旨を主張する。しかしながら、複製権等の侵害の成否は、現に複製等がされた部分に係る著作物性の有無によって判断すべきであること、タイプフェイスは各文字が可分なものとして制作されていることからすれば、被告により現に利用された文字につき著作物性を判断するのが相当である。したがって、以下では本件タイプフェイスのうち、被告により利用された文字に限って判断する。

ア 対比表記載の本件タイプフェイス以外の各タイプフェイス（以下「対比タイプフェイス」という。）欄の括弧内に記載された各証拠及び弁論の全趣旨によれば、対比タイプフェイス欄に記載された制作年に対比タイプフェイスがそれぞれ制作されたことが認められるところ、原告の主張に係る本件タイプフェイスの制作年である平成12年（2000年）までに制作された対比タイプフェイスに限って対比した場合においても、被告により使用された文字のうち、「シ」、「ッ」、及び「ギ」「ジ」「デ」「ド」「バ」「ブ」「ベ」「ボ」における濁点「ゝ」の部分（以下、単に「濁点」という。）以外の文字については、本件タイプフェイスに類似する対比タイプフェイスの存在が認められ、本件タイプフェイスの制作時以前から存在する各タイプフェイスのデザインから大きく外れるものとは認めがたい。

イ 他方、本件タイプフェイスにおける「シ」、「ッ」、及び濁点の各文字については、2つの点をアルファベットの「U」の字に繋げた形状にしている点において従来のタイプフェイスにはない特徴を一応有しているということではできず。しかしながら、2つの点が繋げられた形状のタイプフェイス（CLEAR KANATYPE（乙17、97）及び曲水M（乙15））の存在を考慮すれば、顕著な特徴を有するといった独創性を備えているとまでは認めがたい。

ウ 以上からすれば、本件タイプフェイスが、前記の独創性を備えているということではできず、また、それ自体が美術鑑賞の対象となり得る美的特性を備えているということもできないから、著作物に当たると認めることはできない。

(3) これに対し、原告は、①本件タイプフェイスのうち、「シ」「ッ」などの文字は、2つの点を繋いで1本の曲がったラインで表現することにより文字の流れを演出しているものであること、②「ス」については、構成するラインを水平及び垂直に交わるように組み立てをし、全体を20度傾けることでカタカ

ナの「ス」であることがよく分かる構造となっていること、③その他の文字については、線が交わる部分を曲線にする手法、及び横画に細い線、縦画に太い線を用いるという手法を巧みに組み合わせることで全体の統一感を持たせたこと等を主張する。

しかしながら、①の点については、前記のとおり、従来のタイプフェイスに比して、顕著な特徴を有するといった独創性を備えているという評価にまで至るものではない。また、②の点については、構成するラインを水平及び垂直に交わるように組み立てたものとしてMOULDISM Katakana（乙14，102），全体を20度傾けたものとしてOVERLOADER（乙14，28の2）等の対比フォントが存在し、さらに③の点については、Technopolish（乙14，57）及びHappy Frame（乙14，72）等の対比フォントが存在することを考慮すれば、上記各点をもって本件タイプフェイスが、従来のタイプフェイスに比して特徴を有するとは認められない。

以上からすれば、原告の各主張は、本件タイプフェイスの著作権の有無に係る前記(2)の判断を左右するものではない。

2 争点3（ライセンス（利用許諾）の抗弁の成否）について

上記1のとおり、本件タイプフェイスの著作物性が否定される以上、その余の点を判断するまでもなく、原告の請求には理由がない。もっとも、本件訴訟の審理経過、各当事者の主張立証の状況等に鑑み、争点3（ライセンス（利用許諾）の抗弁の成否）についても判断を示すこととする。

(1) 認定事実

後掲各証拠及び弁論の全趣旨によると、次の各事実が認められる。

ア Aによる本件フォントの入手の経緯等

(ア) 平成11年ころ、Aは、デジタルログ社のギャラリーで開催されていた「FONTWORLD EXPO'99」を訪れた際に、フォントパビリオン等が紹介されたパンフレットを入手した。（乙5，9，A証人）

その後、Aは、（住所省略）か（住所省略）の電気店でフォントパビリオン（乙1）を購入し、平成13年後半か平成14年ころに購入したパワーマックG4（以下「G4」という。）に、フォントパビリオンから本件フォントをインストールした。（乙4～7，A証人）

(ア) フォントパビリオンには、前記第2の1(3)エのとおり、フォントの使用に関する注意事項が記載されたファイルが記録されており、同ファイルには「本CD-ROMを使用して作成された作品の配付、販売、メディアへの掲載にあたっては、それぞれのフォントに付属する説明書をお読み下さい」と記載され、本件フォントに関する説明書のファイルには「フォントのご使用にあたって 使用の制限はとくにありませんが、メディアでの使用、掲載、ロゴタイプ等での使用の際には事前にお知らせくださることを希望します」と記載されている。（乙1～3）

イ フォントロムの販売

原告は、前記第2の1(3)アのとおり、平成14年2月1日付でDEX社と本件フォントのデータ提供に関する基本契約を締結し、これを受けて、本件フォントを収録したフォントロムがDEX社から販売された。

ウ 本件パンフレット等の制作

被告は、平成29年1月14日から、本件映画の配給上演を行った。

それに先立ち、Aは、被告から本件映画のパンフレット、Tシャツその他の商品等（以下「本件パンフレット等」という。）の制作を依頼され、上記ア(ア)のとおりG4にインストールしていた本件フォントを使用して、本件パンフレット等を制作した。（乙4、5、A証人）

エ 本件提訴前後の経緯

(ア) 平成29年1月10日、原告代表者が、被告に対し、本件映画のポスターやWEBサイトに本件タイプフェイスが利用されている旨を指摘し、「即刻使用を停止していただき、これまでの不正使用に対する対価をお支払ください。」等と記載したメールを送信した。（甲10、19の1）

被告代表者は上記メールをAに転送し、Aに対しフォント使用についてのユーザー登録証の有無を尋ねた。Aは「あるかもしれないが、ないかもしれない」旨を回答し、自らの事務所内にフォントロムのパッケージがないか探したが見つからなかった。（A証人）

平成29年1月11日、被告代表者は、原告代表者に対し、「デザイナーに確認しましたところ、著作権が発生するとは知らずに使用したとのことで戸惑っている」旨を記載したメールを返信した。（甲10、19の3）

その後、当初は原告代表者・被告代表者間で協議がなされていたが、被告代理人が就き、平成29年2月3日付けでライセンス契約違反や著作権侵害に該当しない旨等を内容とする被告代理人作成名義の連絡文書が原告代表者に送付された。それ以降、同月20日までに被告代理人から原告代表者に宛てて送付された連絡文書及び送信されたメールのいずれにおいても、被告による本件タイプフェイスの利用はフォントロムに同封されたライセンス契約書に記載された制限事項に該当しない旨が記載されていた。（甲19の10ないし18）

(イ) 平成29年8月16日、原告は本件訴訟を提起した。（顕著な事実）

(ウ) Aは、被告代表者から上記(ア)のとおり初めて連絡を受けた時点から1年程度経過した頃、再び被告代表者から連絡を受けて、本件フォントのインストール元の媒体を探すよう依頼され、事務所ではなく実家を探したところ、実家の本棚にあった古いパソコンのソフトウェアの箱の中に保管されていたフォントパビリオンと上記ア(ア)のパンフレットを発見した（A証人）

(エ) 平成30年3月9日の第4回弁論準備手続期日において、被告が、Aにより使用された本件フォントは、フォントロムからインストールしたのではなく、フォントパビリオンからインストールしたものである旨を主張し、

これに沿う証拠を提出するに至った。(顕著な事実)

(2) 検討

ア 上記(1)ア及びウで認定したとおり、Aは、自らフォントパビリオンを正規に購入し、これに収録されていた本件フォントを使用して、本件パンフレット等を制作したものであり、フォントパビリオン内に記録された本件フォントに係る説明書のファイルには「使用の制限はとくにありません」と明記されていたことからすれば、フォントパビリオンを正規に購入した者が、本件フォントにより表示される本件タイプフェイスを利用することは何ら制限されていなかったものといえることができる。

したがって、被告がデザイナーであるAを通じてした本件タイプフェイスの利用は、本件タイプフェイスの制作者が許諾した範囲内の行為であって、ライセンスの抗弁が成立するものと認めるのが相当である。

イ これに対し、原告は、Aがフォントパビリオンの購入により本件フォントを入手して本件映画の販促物等に使用した、という点は、従前の被告側の対応全体からすれば極めて疑わしいものである旨を主張し、A証人の陳述及び証人尋問における証言(以下、併せて「Aの供述等」という。)の信用性を論難する。

しかしながら、Aの供述等は、フォントパビリオン(乙1)及びこれに係るパンフレット(乙9)等の客観的な証拠と符合するものであり、一方、本件訴訟提起後にAがフォントパビリオンと上記パンフレットを入手できた具体的な可能性を首肯するに足りる証拠及び事情は見当たらない。

また、本件パンフレット等の制作で本件フォントが使用された時期とAがフォントパビリオンを購入した時期として主張する時期との間には10数年以上が経過していることからすれば、Aの供述等の内容に曖昧な部分等があったとしても不自然不合理とはまでは言い難い。

さらに、被告側が、原告代表者から通知を受けて以降、本件フォントのインストール元がフォントROMであることを争う趣旨の主張を一切せず、本件の第4回弁論準備手続期日になって、初めてインストール元がフォントパビリオンである旨を主張し、これに沿う証拠を提出してきたという経過についても、実際に本件フォントを使用したAの記憶が曖昧な状況下において、本件フォントのインストール元に係る原告主張を前提としても防御可能であるとの認識の下で反論を行ってきたが、本件訴訟手続の中で主張・証拠の整理が進み、更に踏み込んだ調査を行った結果、上記原告主張を反駁するに足るだけの証拠を漸く発見し、これに基づき反論を行ったものと理解することは、(かかる訴訟前の交渉経過及び訴訟経過をたどったことの当否は措くとして、)不合理とまでは言い難い。

以上の諸点を総合考慮すれば、Aの供述等の信用性は減殺されず、原告の上記主張は、ライセンスの抗弁の成立に係る上記アの結論を左右するものではない。

3 結論

以上のとおり、その余の点について判断するまでもなく、原告の請求には理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

【論 評】

1. 筆者は、1973年5月17日からウィーンで開催された「タイプフェイス保護協定の締結のための国際会議」に、オブザーバーとしてAPAA代表で出席して以来、TFの法的保護の問題には長年関心を有していたし、わが国における裁判事件でも被告、原告の両方を与かる体験をして来た者として、本件は久し振りに目にする事案である。

本件において裁判所は、まず原告が主張するTF（印刷用文字書体）の著作物性の有無が争われた最高裁平成12年9月7年判決を引用し、TFが著作権法2条1項1号に規定する著作物に該当するというためには、「それが従来の印刷用書体に比して顕著な特徴を有するといった独創性を備えることが必要であり、かつ、それ自体が美的鑑賞の対象となり得る美的特性を備えていなければならないと解するのが相当である」と説示しているのである。

2. 本件判決は、前記判例が説示している著作物認定のための2つの要件とは、①従来書体に比して顕著な特徴を有するという独創性の存在と、②それ自体が美術鑑賞の対象となり得る美術特性の存在とがあるべきところ、この2つの存在要件を原告の本件書体が具備しているか否かをまず検討したのである。

これについて、原告は、本件TFが著作物性を有するかどうかの判断は、TFがそれぞれの文字相互に統一感を持たせるように大きさや太さをデザインしているのだから、個々の文字をそれぞれ独立に見て判断すべきではないと主張したのに対し、裁判所は、「複製権等の侵害の成否は現に複製された部分に係る文字につき著作物性を判断するのが相当である」として、被告によって利用（侵害）された文字に限定して判断したのである。

3. なお、本件判決は、（別紙）において、本件「タイプフェイス目録」としては、(1) INTERCEPTER-KATAKANA, (2) INTERCEPTER-ALPHABETを記載し、「タイプフェイス対比表」においては、本件タイプフェイスと表示されている文字書体は原告創作の書体、それ以外の乙号証となっている文字書体は、被告が提出した本件TFの制作（2000年）前に制作された公知の書体といえるものである。したがって、被告使用の文字のうち、「シ」、「ツ」及び「ギ」、「ジ」、「デ」、「ド」、「バ」、「ブ」、「ベ」、「ボ」における濁点「゛」の部分以外の文字は、本件TFに類似する対比タイプフェイスの存在が認められるといえるから、本件TFの制作時以来から存在する各TFのデザインから大きく外れるものとは認めがたい、と認定しているが、よく対比して見れば誤りである。けだし、通常の知識を有する日本人の視覚からは、仮に「大きく外れるもの」ではないとしても、類似とは言い難い別異のデザインから成る書体であることは明確だからである。

4. また、裁判所は、本件TFにおける「シ」、「ツ」及び濁点の各文字についている2つの点を、「U」の字につなげた形状にしている点は、従来にはない特徴であることを有していることは認めたが、そのようなTFはCLEAR KANATYPEや曲水Mの存在を考慮すれば顕著な特徴を有する独創性を備えているとまでは認めがたいと認定した。

しかし、これはかなり無理な認定である。けだし、通常の知識を有する日本人の視覚からすれば、いろいろ考え抜いた顕著な特徴を有する独創性と美的特性を發揮しているといえる書体デザインだからである。

5. しかしながら、以上における裁判所の認定説示を読むと、被告が提出した証拠をうまく利用して、これらと本件TFとの間の射程距離が遠くても、何とか理由を創作して結論に導いているように見えてならないのである。

本件判決が最初に引用している最高裁平成12年9月7日（一延）判決においては、わが国著作権法2条1項1号に規定する「著作物」の定義を解釈し、原告が保護を求める「タイプフェイス」という対象に対し、従来公知のTFに比して「顕著な特徴を有する独創性」や「美術鑑賞の対象となる美的特性」を具備することを成立要件として挙げているが、このような要件の要求は、保護しないという結論を導くための裁判所の思想である。「顕著な特徴」とか「美術鑑賞の美的特性」という要件が、なぜ人間の創作品の保護のためには必要なのだろうか。

意匠法の保護対象となり得る「幼児用座椅子（TRIPP TRAPP）」は、実用品であっても応用美術に属することを理由に、著作権法の保護対象となり得ると認定した知財高裁の裁判例（知財高判平成27年4月14日 特許ニュースNo.13970）がある。この論理は、正にタイプフェイスという実用品である文字書体の表現物に対しても応用することができるから、著作権法の適用に本件判決のような厳しい要件は不要である、と筆者は考えるのである。

〔牛木 理一〕

- 〔参考文献〕 ・牛木理一「意匠法の研究」四訂版 398頁 発明協会（1994年）
・牛木理一「特許ニュース」2004年3月26日号 経済産業調査会